

平成24年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録要旨

開催 平成24年7月19日(木)午後1時30分～3時30分

場所 一宮市社会福祉協議会尾西支部 会議室

出席者 名簿参照

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ 欠席者、代理出席者の紹介
- ・各委員、事務局自己紹介

2. 議事

(1) 本会委員の委嘱について

(2) 会長及び副会長の選出について

- ・会長あいさつ
- ・副会長あいさつ

(3) 個別支援会議の活動及び分析結果の報告

(説明要旨)

議題(3)の個別支援会議の活動及び分析結果というところの前半の個別支援会議の活動のところを事前配布の資料の1ページ目から4ページ目、A3の両面になっているものに基づいて説明させていただきます。この会議については、今日事務局から配布した一宮市障害者自立支援協議会というパンフレットの中に左側のページの真ん中と下のところに個別支援会議というところで大きく載っております。障害のある人の相談に対して、必要な関係者が集まってその人の思いに沿った支援方法を考えたり、計画を立てたりすることができるという位置づけでさせていただいて、その下にある相談支援センターの小さなところから私たちの委託を受けて事業所ということでやらせていただいております。資料にありますように23年度個別支援会議の開催状況の70番、12月9日開催のものになりますが、前回の本会の時には69番までご報告させていただいてるので、この後報告があがってきた70番から裏面の90番までの21件とそれから24年度の3ページの1番から21番までの21件、合計42件についてこんなふうに12月から6月まで色々な相談があって個別支援会議を必要があって開催しましたというところでまとめてありますので、ご覧いただきたいと思えます。この42件について、男女とか年齢別とかというのは大きな

差はなくて、幅広く相談があったということになります。年齢によって相談内容がかなり異なっています。一番お若い方は5歳、保育園に入園後、不安定になってしまって昼夜逆転になっているのでどうしたらいいでしょうかという相談があったりした場合に、母親への支援が大事ということをお話を報告させていただいたケースがありました。あと、小学校に入ってから相談なんですけど健康によって不安定になったり、放課後児童館で上手く自分の障害、障害特性を理解していただけないということで利用が難しかったというケースについても相談がありました。このあたりは個別支援会議の結果、サポートブックという、発達支援部会の方でお話があると思いますが、サポートブックの活用などで道筋をつけさせていただきました。また、高校卒業間近になると、卒業後の進路について就労できるのか、福祉サービスの日中活動のところへ行かなければならないのかというようなところも相談が多くなっています。大勢あるので全員が個別支援会議を開催して解決しているということではなく、本当に困難なケース、視覚障害のある方がお仕事をしたいと言った場合にはどのように対応できるのだろうかというようなことを会議の方でやっております。あと、30代、40代、50代になってくると介護されてる方が高齢になってきて介護者自身が支援できなくなってきた。それと、障害の問題意識をあまり持たないまま何となく家庭の中で育ててきた、生活ができてきたという場合にとても大きな問題なり障害による生きづらさが本当に多様になってくる問題だと思います。そこには借金や金銭搾取、虐待につながるような問題だったり、それから暮らしの場、18歳以降措置入所ができていたコロニーなんですけど、退所しなければいけなくなってしまったということがたくさん増えてきたということで、これもホーム連絡会などで毎月相談をするということで解決を図る道筋を個別支援会議を重ねることで改善をしています。60歳を超えるとそろそろ生活習慣病といった障害の他に糖尿病だったり、別の面の心配が出てくるということで、そこへの支援をどう入れていけばよいかということも検討しています。一例だけ挙げさせていただいて説明させていただきますが、76番についてですけれども、この方は62歳の時に一番初めに相談支援センターに相談がありました。その5、6年前まで、50歳後半まではお母さんと二人暮らしをしていたけれども、お母さんが亡くなられて一人暮らしになられましたということで相談があったんですが、それは意識不明になって路上で倒れる、通行人が通報して、病院に搬送される。でも、どこにも悪いところが無いのでその日のうちに迎えに来てくださいということで帰られています。その時に62歳ということもあるし、介護保険の包括支援センターがはじめに相談に乗られたんですが、介護保

険に該当しない。なので、障害者相談支援センターの方で何とかならないかというふうに相談がくるわけです。そうすると、ではということになってくるのですが、手帳が取れない、どこに障害があるのか分からない状態の方でした。家はごみ屋敷で、ご本人は畳の上で排泄をしたりということもされていて、着替えもできなくて、後はどの時間に家に帰ってくるのか全く分からない状態の方でした。その方が、また一年後、これは実は途中で相談支援センターの地区割りが去年の4月に変わりましたので、その時に私のところに移行されてきた方なんですけれども、全然会えないまま時が経っていたんですが、63歳のあとにてんかん発作で通行人の通報で救急搬送されましたという情報が入ってきて、そのあとまた12月に寒空で倒れたということがあって、それでも退院という形になったのですが、その人を引き取って帰ってしまったら、また今度、たまたま人のいるところで倒れたら良いんですけれども、人のいないところで倒れたら命が危ないんじゃないかということもあり、遠方に住んでいる家族も何とかならないだろうかということで入院が延びました。そのことによって、その方は薬が全然飲めていないために発作を起こしているのではないかということが分かりました。救急搬送された病院では、精神疾患という形では診ていただけなかったのですが、精神科病院に受診したらその方は頭を打っていて高次脳機能障害であることが間違いないことが分かりました。そのために自立支援医療とか色々なサービスが組み合わせていくことになったのですが、何時に家にいるか分からない人にどう支援を組み立てたらいいのかっていうことで、たまたま地活の職員の方が特別に有償サービスではあったんですけれども、見守り体制を作ってくださいって、その中から支援がどんどん膨らんでいって生活リズムも少しずつ整ってきてということで、区分が4ということで増えたこともありまして、たくさんのバスに乗って生活介護に行けるところまで支援が今進んでいます。ただ、64歳になられましたので今度は介護保険の方の施設の利用なども視野に入れてバトンタッチが上手くできるといいなというふうに思います。ということで、ちょっと長くなってしまったのですが個別支援会議では、こんなふうにお一人お一人の困りごとを何とか色々な方のお知恵を拝借しながら、その人がその人らしく本当に幸せに生きていけるようにということを使命に感じながら活動をしています。個別支援会議分析報告書の13ページから紹介させていただきます。平成23年度というと、くくりが平成23年度1月から平成23年12月に行われました個別支援会議92事例を分析したものです。では13ページのところからお話をさせていただきます。個別支援会議の課題について、多くの課題が挙がってきたんですけれども、大きく9つの課

題として取り上げてみました。例えば13ページには居住、14ページには家族といったような形で9つの項目が大きくカテゴリー分けをされています。一つひとつの課題について補足をしながら報告をさせていただきます。グラフはいくつか細かい分類となっておりますので、そちらの方も円グラフを参照していただきながらお聞きいただければというふうに考えております。ではまず、居住についてお話をしたいと思います。居住については先ほど、報告があったように居住の場が不足している状況であり居住系事業所やケアホーム等の確保が必要。早くから対策をねらないと今後も生活の場を確保できない障害者の方が増加されると考えます。それは介護者の高齢化というのが背景にあると考えております。また、精神科病院等からの地域移行・地域定着の難しさも課題としてあがっています。こちらにつきましても、精神疾患のある方に望まれる環境が整った方が居住の場が無いというのも背景にあると考えております。また、そういった方の退院後の生活の支援や服薬管理等の支援が不可欠であるというふうにまとめさせていただいております。では続いて、14ページの家族のカテゴリーに移らせていただきます。家族にも障害・疾病・精神不安定等のマイナスの要因があることにより、本人さんだけでなく家族にも支援が必要なケースがたくさん見られました。また、家族の介護・養育能力が低いために問題が複雑化しており、他機関での連携が必要となっております。特に問題の複雑化というところは、今回ポイントかなと思っております。ギリギリのところになって、何ともならないようになってから相談センターなり、福祉課さんなどに相談が入る。入ってみると問題を一つひとつ整理していくのにとっても時間がかかる。もちろんそれが個別支援会議につながっていくんですけども、そのところで問題解決していくところにとっても時間がかかってしまって、なかなか支援に結びつくまでに時間を要するということにもなってきていると思います。また、両親の高齢化に伴い支援の必要が出てくる方が必ず増えてくると考えております。続いて、権利擁護に移らせていただきます。権利擁護については障害者の虐待の問題、身体的・経済的・性的が増えており、緊急的な保護施設、シェルターのようなものの整備が必要となっております。また、金銭管理が困難である方が多く見られたが、ご家族が適切にそのお金を金銭管理できていなかったり、成年後見制度の利用が困難であるという問題があり、制度を必要としている方にどのようにつなげていくのかというのが課題です。特に成年後見制度の利用というのは、皆さん名前くらいは知ってらっしゃるかと思いますが、じゃあ実際どこに相談したらいいのかといった部分の制度の仕組みの分かりづらさ、それから制度があることは分かっているけれどもまだまだ啓発が

足りないといった部分がある程度あるのかなと感じております。続きまして、15ページの方に移らせていただきます。障害特性の理解・対応ですが、これも家族の障害特性の理解が不十分、支援者においても障害特性の理解が不十分という問題があり我々としても専門性を高めるために、技術向上が必要であると考えております。また、視覚障害のある方や医療的ケアを必要とされている方に対する支援、社会資源の不足の問題であったり、アルコール依存症の方に対して、どのような支援をしていくのかというも課題となっております。続きまして、16ページの方に移らせていただきます。障害福祉サービスについてということで、障害福祉サービスにはいくつか事業所とありますが、サービスをつなぎ合わせていきますのでそれぞれ事業所を利用して本人さんの生活を支えていくことになるわけですが、それぞれの事業所が支援方法がちまち、これは先ほどの障害についての理解というものにつながってくるかと思うんですが、そういったところがちまちまのために、本人さんの支援の仕方がAという事業所ではこう、Bという事業所ではこうという中で本人さんが困られてしまって、パニックだったり、くずれてしまったりするので支援方法の統一、支援方法を考えていく上での学習といったものが必要となっております。それからまた、もちろんそれに伴って質の向上も図っていく必要があると考えております。続きまして、日常生活についてですが、これはやはり食生活の乱れだとか健康管理がご自身であったりご家族さんの養育能力が低いという問題等もあり、上手くできていない。それから、昼夜逆転の生活を送られていて全く望ましい生活が送られず、色々な事態が広がっていくケースも見られました。では17ページの方に移りまして、就労の方に移ります。就労については就労施設の家族に対する老障介護、障害のある方がご両親を介護されていることが必要となって仕事と介護が両立できない。それから就労問題で入っていったけど、実際その家庭には大きな問題があったということもたくさんありました。それから、就労においても就労にもし結びついたとしても家庭基盤自体が安定していないと長く勤めることが難しいといったことで一旦就労が止まるというか、一時中断になったというケースがありました。そういったことも課題としてありました。それから次が保育所・学校についてですが、障害のあるため就園、就学先が無いという問題や学校生活上の悩みを保育所や学校、家庭と連携し支援していく必要がある。また、在学中から卒業後の支援について考えることが重要であるということで、特別支援学校で、卒業されるだいぶ前から2年生の夏休みだったり、1年生のうちから各事業所であったり福祉関係者との連携が重要である。それから最後になりますが、触法についてですが触法の防止や再犯

を防ぐために、警察等との連携が重要となってくることで、後ほど部会の方から報告があるかもしれませんが、警察プロジェクトというのもあります。では最後、部会の方向性、まとめについてお話をします。平成23年度中に開催された個別支援会議のうち、検討した92件の検討ケースについて、前述した共通する課題はもちろん、緊急性の高い複合的な問題を抱えているケースをたくさんありひとくりにできない多種多様な課題が残っています。今回の分析結果を参考に、今後の自立支援協議会で検討事項としていく課題を整理してみました。解決すべき課題として、3つあがっております。一つ目が居住に関すること、暮らしの場について。二つ目が障害理解と特性について、地域の力、地域の支援力について。三つ目が権利擁護についての三つの課題としてまとめております。その一つひとつの課題についてのまとめ等をこれからお話します。居住に関することにつきましては、居住の問題は最重要課題としてあげられております。個別支援会議で検討されたケースはもとより、児童施設や精神科病院からの地域移行がより一層増えてくるのと同じくして、在宅で中心的な支援をしてきた家族の高齢化による介護力の低下も大きな問題となることは明白であり、早急かつ計画的に必要な時期と必要な数を捉えた上での居住の場の整備が必要であると考えられます。二つ目、障害特性の理解について。障害特性の理解・対応の仕方については、家族のみならず支援者側でも大きな課題となっていることがケースから読み取れております。また、家族への支援として障害発症前後からの本人及び家族、支援者のサポートを充実させることが、困難事例を生み出さないことにつながるのではないかと考えております。生活支援部会の中で「こういった、対応や支援ができる人材育成のための研修」を行い、引き続き改善を図りたいと思います。三つ目、権利擁護について。権利擁護については、家族からの身体的な虐待、ネグレクト、年金の搾取などが多く見られました。潜在しているケースも多々あり、支援に入ったところ明らかになるケースも非常に多かったです。10月からの障害者虐待防止法の施行もあり、支援者の意識が徐々に変わっていくにつれ、こういった問題が増加してくる、顕著化してくることが予想されます。現時点から基盤作りを固め、備えていく必要があると思います。それからその他として、我々がいつも考えていること、感じていることですが、適切な支援に結びつかず十分な社会資源が無いまま、家族が中心となって支援を続けたものの、そういった積み重ねが問題を複雑化し介入が非常に難しくなるケースが多々見られます。また、支援を拒否されるなど社会と無縁の生活の中でどのように福祉サービスにつなげるかといった課題があるというふうに感じております。以上です。

(発言要旨)

会長 個別支援会議は精力的に行っていただいております。報告書は視覚的に捉えることができ、理解しやすいです。

事務局 今日の協議の内容でございますが、議事録の要旨という形でどなたがどういう発言したという形ではなく、どういう内容の協議が行われたかという形で公表をいたしますので、その旨をお伝え忘れておりました。よろしくお願いたします。

(4) 生活支援部会、発達支援部会、就労支援部会、相談支援連絡会、運営会議の報告について

・生活支援部会

(説明要旨)

生活支援部会の取り組みについてご報告をさせていただきます。部会の議事録については資料の23ページから42ページとなっております。本日の配布資料としまして部会の取り組みについてという資料で裏表の資料を配布させていただいておりますが、こちらの資料を使って説明をさせていただきます。生活支援部会では先ほどの個別支援会議の課題、一宮市の課題として挙げた課題において、生活支援に関する課題について大きく3つのテーマ、プロジェクトで取り組んでおります。一つ目が人材育成に関するプロジェクトです。これは市内のサービス支援者が不足をしていることに対して、支援者を確保する、サービスの質を向上する、事業所や関係機関のつながりやネットワークを広げることで取り組んでおります。一つ目に「福祉の仕事を知るための見学バスツアー」があります。これは継続して取り組んでおり福祉の仕事に興味のある一般の方、それから学生の方を対象としたバスツアーを春と秋の年2回開催をしております。これまで4回実施してありまして、参加者の中からボランティアやパート、正規職員に結びついた方もいます。二つ目のヘルパー連絡会についても継続して取り組んでおります。年4回定期で開催をしています。障害分野のヘルパーさんが不足しているということで、介護保険のヘルパー事業所さんにかかに参入していただくかということも課題に挙げて取り組んでおります。三つ目に「いちのみや知っ得ふくしMAP」の作成で、これが新しい取り組みですが、福祉サービスの事業所さんで色々な事業に取り組んでおり、喫茶店をはじめ、パンの販売、お弁当の事業、そういった色々な事業を展開してしまして障害のある方がいきいきと働くお店を紹介するマップを作

り、市民の皆様無料で配布予定で、今年度作成に向けて取り組んでおります。二つ目のテーマでセーフティネットのプロジェクトがあります。先ほどの課題の話にありましたように暮らしの場を支えるサービスの短期入所、ケアホーム、グループホームが市内で不足しているという課題等、会長さんからありましたように虐待防止の話も含めて取り組んでおります。部会の中で短期入所の課題については、昨年事業所の実態調査、それから利用者、家族へのアンケート調査を実施し報告書をまとめました。ホームの課題については、ホーム連絡会を設置しホーム事業所、それから施設入所事業所、それからこれからホームの開設を考えている事業所に呼びかけを行って毎月開催しております。内容としては、ホームの事業のノウハウを皆で共有すること、それから暮らしの場に困っている方やコロニーなどの入所施設から一宮に戻ってきたいと希望を持っている方の情報を事業所で共有し、連絡会で何とか見通しをつなげたり、これからホームの計画に反映できるように取り組んでおります。二つとも数を増やすことが最大の課題で、最後に一宮市の新規事業の提案ということにもつながっておりますが、部会としても取り組んでいきたいと思っております。三つ目に、医療的ケアに関するネットワーク会議で、これは痰の吸引や胃ろうなどの医療的ケアに関して介護職員が研修を受講すれば支援ができるというふうな、4月から制度が整備されたのですが研修の機関がなかなか追いつかない課題があり、そういった課題も含めて介護保険の事業所や訪問看護事業所さん、医療関係者に協力をいただいてこれから考えていきたいです。三つ目のプロジェクトとして権利擁護のプロジェクトがあります。これは支援者以外の地域の方に障害のある方のフォローをしていただく、そういうきっかけ作りをして協力者を増やす活動から取り組んでおります。「けいさつプロジェクト」といいまして、障害のある方が犯罪に巻き込まれないために、警察の方のご協力が欠かせないと考えており、講演会という形で24年の3月に実施しました。内容はひったくりや連れ去り、交通安全の対応について警察の方から実演、解説をしていただくという内容で行いました。中日新聞にも様子が記事に掲載されました。2回目を10月に開催する予定となっております。今後も年に数回開催する予定です。その他、駅員さんやコンビニの方なども協力者となっていただくような取り組みについて部会で検討しております。生活支援部会の取り組みについては以上です。

- ・ 発達支援部会
(発言要旨)

発達支援部会ですが、平成17年発達障害者支援法という法律で従来の障害の前に非常に広がりました。見た目には全く障害があるないがはっきりわからない状態で、集団の場に行くとなかなか上手いかないお子さん達が非常に増えている。そういうお子さん達もやはり支援の対象ということで、そういったお子さん達が何も支援をされずに大人になっていたり、大人になっていく上で学校に行けなくなったりとか、就職したけどなかなか定着できず引きこもってしまうというような問題が、個別支援会議から分析の中からも報告がありましたので今一度、一宮市の方で発達支援を再度考え直そうという形で発達支援部会が行われております。23年度ですが、以前から福祉課さんの方に親御さんたちのご要望として、お子さん達が学校にあがったり、また働くようになったりする度にお子さんの様子を一から説明するのに非常に労力が必要で大変で、なかなか思いが支援者に伝わっていないというようなお言葉をたくさんいただきまして、それで、一宮で共通のサポートブックを作成して、その子にとって必要な量、必要な質の高い支援が提供されることがいいということでサポートブックを23年度は作らせていただきました。23年度はサポートブックを形にする1年という形で活動させていただきまして。色々な先進地のサポートブックを構成員の方で持ち寄って色々な吟味をしながら、こういった形だったら使いやすいものになっていくのか、支援者も活用しやすいものになっているかということ議論を深めまして、形にさせていただきまして。24年度4月から順に配布をさせていただきまして、今年度はただ配布すればいいというものではございませんので、母子通園施設を中心に部会の構成メンバーの方がそういった母子通園施設に行きまして、お母様たちにサポートブックを持つメリットや書き方を説明させていただいております。お母様達の方から色々のご意見をいただいております。来年度以降に、今以上に使いやすいものにバージョンアップしていけたらいいなというような形でサポートブックを周知させていただこうと思っています。サポートブックのご案内ということでチラシも作りまして様々な機関と連携も密にしていきたいと考えております。あと、今年度の重点的な目標、課題として啓発、発達障害の正しい理解をしていただくということで、ただし一般の市民の方全体に発達障害というのはこれくらい身近な問題ですよというようなことではなくて、子育て中の親御さん、特にお母さん。やはり先ほどお話ししたみたいに見た目に全く分かりづらい障害ですので、虐待につながるケースも非常に多いということがありますので、お母さん達がリーフレットを取っていただいて、うちの子どもにこんな特徴がある、こんなことで困っているので少し相談に行ってみようというような流れのものを今年度は目標に作っていただくということで活動をさせていただいております。23年度は講師を招いて、歯科講演会ということで感覚過敏が多いということで、な

かなか口腔ケアは非常に難しいので先生の方からレクチャーしていただきまして、保護者と支援者に集まっていたいただいて講演会をやらしていただきました。今年度は普通学級に在籍するようなお子さん向けの講演会を親の立場の方に支援者だったり、親子関係の研修会を考えております。以上です。

- ・ 就労支援部会

(説明要旨)

59から83までが議事録となります。昨年12月から正式な部会として立ち上がりまして、会議を重ねるごとに参加メンバーを増やしていった状況です。7月の部会では、相談事業所2ヶ所、農業事業主さん、市内の就労移行支援事業所さん、商工会議所さん、ハローワークの方に来ていただいて、就業・生活支援センターも参加して、必要だなと思ったところでその人たちを呼びかけるという形でやっております。部会の目的はあくまでも障害のある方が働くためにはどうしたらいいかということを中心に話を進めております。現在進行中の議題としては、まず農業における就労についてということで、これは農業における障害者雇用の促進雇用モデルの創出事業ということを考えている段階がありまして、そこ連携をしながら農業分野で障害者雇用が進まないだろうかということについて検討しております。農業における障害者雇用というのは全国的にも着目されており色々な事例があるので、この地域でも一宮モデルとして進めていけたらなと共同作業を進めております。あとは、パンフレットを作成する必要があるのではないかというテーマがあり、パンフレットは対事業主さんに対してというものが必要であろうと。また、当事者について働きたいけれどもどうしたらいいだろうかという時に見るパンフレットを作ろうと、そういう2つが必要ということを検討して作成しなければいけないなというところです。また当事者向けとして、パンフレットを見た段階でアセスメントができるぐらいまでのものを作りたいと思っています。市内に就労支援機関がたくさんありますが、やはり内部的な資料が多くて外に表立って情報提供できないという事情もあるので、就労支援機関がそれでできるアセスメントシートがあればということで作成も検討しております。あとは農業の就労もそうですけど、一般の事業主さんに障害者雇用しないともったいないというような国づくりができないかというところで話し合っているところです。もう1点ですが、一宮でオリジナルのブランドを、ハーブを使ったブランドを立ち上げて、働く場を確保できないかということについても検討をしているところです。いきさつは就労支援に関する一宮モデルというものがその先にできていかないかということを目標にして取り組んでおります。以上です。

(発言要旨)

会長 それぞれの部会が精力的に行っていることが報告から伺えました。生活支援部会の中で障害のある人に高齢化、加えてご家族にも高齢化ということで先を見すえた形で話し合っていると。グループホーム、ケアホームだけで解決することではないと思いますので、このあたりの課題を考えなければと思います。発達支援部会、いわゆる狭義の発達障害者だけではなくて、幅広く障害のある子どもに対することですが。サポートブックは長く使っていただくためにはこれぐらいのボリュームが必要ですね。これから改良していければいいですね。

委員 外国人の相談はありますか。

部会員 実際に相談を現場でやってる中では外国の方の相談もあります。なかなかやり取りが上手くいなくて苦労はしています。

会長 就労支援部会は一宮モデルというふうにおっしゃられましたが、その中でも特に農業分野、これを一つの形としまして考えていっていただければと思います。

・ 相談支援連絡会

(説明要旨)

市の委託を受けた6つの一宮市障害者相談支援センターの相談員と療育サポートプラザチャイブ、尾張西部障害者就業・生活支援センターすろーぷが参加し、事務局が取りまとめ毎月1回のペースで開催しております。先ほどから個別支援会議、分析ということで、この半年は主に23年度の個別支援会議の分析ということで、全て振り返り、どんなことが問題だったかを全て振り返り、あとは個別支援会議にあがってきていない一つひとつのケースについても、こんなことが問題だったということを横の連携を持ちながらさせていただいています。やはり初めての相談の入り口で出会うものですから、色々な機関からの相談でこの頃は民生委員さんから、あそこの家からこんな声が聞こえてくるけどということで、でも誰も関わっていないことで緊急で相談が来るのが結構増えています。そういった時もやはりご本人たちがどういうふうにサービスを受けたいという希望、病識がない、問題意識がないというところからなかなか解決の糸口がつかめな

いところはあるのですが、相談支援連絡会の中でこの場合は何をしたらいいのだろうかということを経回回相談をしながらやらせていただいている現状です。あと、日々の相談の中でということなので、さっきから部会の方で色々な就労支援部会とか発達支援部会とか生活支援部会の中のホーム連絡会のお話があったんですけども、国の方で困ってる困ってるということ、SOSを一杯発信していくので素早く連絡会などができています。そのときに助かったというか本当に良かったっていうのがありまして、一番始めにあります1ページ目の上から6つ目の75についてですけども、これは去年の12月に児童の施設に延長して入所していたけれども、3月末に退所ということで、私のセンターではないですがそういう相談が来たということで、どうしようと言ってる間に12月になって、1月にはもう出席できる相談支援専門員も出席していただくことで個別支援会議が開催されました。その時に既にホーム連絡会ができていたのでこちらの方にも相談しということ、何とか受けていただけたところへというふうで素早く動いていただいたという経緯があります。ただし、急ぐがあまりに障害特性の理解が本当にできて対応できたかっていうとそこはまた問題があって、まだまだきめ細やかな支援をしなきゃいけない。そういったふうで相談支援連絡会は動いています。もう一つ大きかったのが法改正で、大きく相談支援が変わったということがありまして、開始時期がいつになるかわからなくて4月なのか、5月なのかというので、相談支援の計画を立てる人が何人いるのだろうか、新規で立てなきゃいけない人が何人もいて対応できる人がいるのだろうかというところがあり、また障害児、子どもさんについても私たち一人ひとりが計画を立てる力をつけなきゃいけないというふうになってくるということをお考えして、相談支援専門員の質の向上のために自主的ではあるのですが研修会を開いていただいたところもあります。6月の終わりにしていただいて、発達障害のことを教えていただいたというような取り組みも行いました。これからもこんなことが困りました、こんなことがありましたということがどんどんその時に発信していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

- ・ 運営会議

- (発言要旨)

- パンフレットをお配りいただきまして真ん中にある運営会議について配布資料は84ページから103ページの備え付きの運営会議の議事録となっております。この組織図にあるように運営会議では個別支援会議や核相談支援センターからの情報や課題を共有・整理し、本会への報告を行うなど重層

的な協議会全体をコントロールする機能を持っており、毎月1回開催しております。昨年度の1月から今年の6月までの会議についての報告をさせていただきます。毎回運営会議ではこの議事録にあるように、個別支援会議の全ての報告がなされます。またそれぞれの部会の報告もされて、そこに出された課題等、構成員のメンバーで共有し協議をしてきました。また昨年度3月26日に自立支援協議会の講演会ということで、講演会の開催の企画、運営を運営会議の方でさせていただきました。滋賀県の自立支援協議会の方を講師に招いて、「障害者の暮らしを応援する地域自立支援協議会のこれから」ということで、障害者施策では先進的な取り組みをされている滋賀県の講演者の方がきて、ご講演をいただきました。運営会議では先ほど色々、個別支援会議とか各部会の方からご報告がありましたように、様々な課題が出されます。その中で報告とも重複するんですけれどもも居住の場の整備等の課題が色々出されます。とりわけコロニーや精神科病院からの地域移行の方の受け皿、また今後増えていくと思われる親の高齢化等に伴って家庭で介護できなくなった方の居住の場、各個別支援会議の報告で色々出てきたんですけれども、障害者の虐待問題、虐待対応についての緊急的な居住の場等も課題になってきておまして、その辺りにつきましても制度を施策化していくことについて協議しています。ひょっとしたら正しくケアホームの補助金、検討資金等の施策等にも反映されてきたかなと感じております。また今年10月から施行される障害者虐待防止法の対応について、権利擁護の問題で権利擁護センター等、虐待防止に問わず、整備などについての課題も協議されてきました。先ほど相談支援連絡会の方からもお話がありましたけれども、新たに始まっていく計画相談について、今、相談支援センターの方で精力的に相談活動をやっているんですけれども、マンパワーの不足等がある今後の計画相談に対応していただくだけの人員等の確保ができていくのか、今後新たな相談支援事業所等がきちんと対応していけるような体制かどうか課題も協議の中でありました。新しい課題として高次脳機能障害のケースも非常に増えてきていますし、またホームレスから脱却した方への対応で、アルコールの問題や色々な問題がたまってきております。そんな個別の課題について個別支援会議を中心に各専門部会、各事業所、ヘルパー、ホーム、児童デイの各連絡会等を通じて具体的に解決していくような形を運営会議等で、共通の認識を持ちながら制度、施策の方に結び付けていければというふうに話し合っております。分析結果等でも様々な課題が出されておりますけれども、そのようなことも共通認識を持ちながら今後の自立支援協議会の運営にあたっていきたいと考えております。

(発言要旨)

会長

相談支援センターの管轄地域ごとで地域特性はありますでしょうか。

部会員 地域性というのは一宮市の中ではそんなに大きく変わりがあるとは感じないです。自身がやっているのが街中ということがあって、生活保護を受けていらっしゃる方、精神の疾患のある方が市役所の近いところにお住まいになっている、アパートとかに住まわれている方が多いというのは少し感じます。

部会員 私が担当している地域だと、どちらかという和一宮市の郊外と申しますか、岐阜県との境目のところでして、このところだと例えば相談に伺う前に、相談センターという名前が入ってない車で来てほしいと。いわゆる普通の車で来て、普通の格好で来てほしいというのがあります。支援を受けていくにあたり、やっとここまでつながってきたところで秘密にしておきたい、地域の方に知られたくないという、それが地域性というかは分かりませんが、そういったことが非常に多いわけではないですが新規のケースだと多いかなと感じております。

(発言要旨)

会長

相談支援センターという事業者としてのライバル同士でもあるわけですが、情報共有の機会を持ったり相談方法のノウハウの共有しあっていることもあるでしょうし、こういう連絡会があることは市として誇りだと思います。

部会員 補足ですが、相談支援連絡会の連携の強さっていうのは、他の市町村からもいいですねという言葉をいただいております。

(発言要旨)

会長

ライバル同士という変な言い方をしましたけれども、そういった関係を超えて今後も活動して行ってほしいと思います。運営会議は本当に頻回に開催して下さっております。今度ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(5) 障害福祉計画の進捗状況について

(説明要旨)

障害福祉計画の進捗状況について事務局より説明させていただきます。資料は事前配布の104ページになりますが、その事前配布に皆様にお配りした資料に数値に誤りがありましたので本日差し替えを配布させていただいております。お手数をおかけして大変申し訳ございませんが、本日お配りした104ページの資料をご覧ください。この表でございますが、障害福祉サービスの見込量と利用実績を示した資料になってございます。平成22年度と23年度につきましては、第2期障害福祉計画の見込量と利用実績をそれぞれ比較してございます。その右側には平成22年度と23年度の実績比較を記載してあります。一番右になりますが第3期障害福祉計画の平成24年度の見込量を記載してございます。ここからは平成23年度の各サービスの数値を中心に説明させていただきます。一番上の訪問系サービスをご覧ください。訪問系サービスと申しますのは、ヘルパーが障害者の方のご自宅に伺って入浴、排泄、食事などの介護や家事などの援助を行うサービスのことでございますが、このサービスにつきましては見込量を52.3%上回る利用実績となっておりまして、これは利用実績の22年度と23年度の比較におきまして、14.8%の増加によるものでございましてこの急激な利用の増加を第2期計画策定時に見込むことができませんでした。その下にまいりまして、日中活動系サービスをご覧ください。日中活動系サービスと申しますのは、障害者の方が昼間通所して介護を受けたり、自立に向けた身体機能や生活能力の向上のために訓練を受けたり、就労に向けて知識や能力向上のための訓練を受けたり、障害児の方が療育を受けたりするサービスのことでございますが、このサービスにつきましては、療養介護が実績なしでございまして、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童デイサービスが見込量を利用実績が上回っておりますが、それ以外のサービスにつきましては利用実績が見込量を下回った数値となっております。この中で上から2段目の自立訓練の機能訓練が見込量に対して実績が23.2%、3段目の自立訓練の生活訓練が見込量に対して実績が54.0%と著しく小さな実績になってございまして、自立訓練の機能訓練は市内に提供事業所が無いこと、その下の自立訓練の生活訓練は本年の1月まで市内に提供事業所が無かったことによるものでございます。その下にまいりまして居住系サービスをご覧ください。グループホーム、ケアホームと申しますのは、障害者の方が入浴、排泄、食事などの介護、また日常生活の援助などを受けながら夜間や休日に共同生活を営む場のことを申しますが、このサービスにつきましては見込量を大きく下回る利用実績となっております。これは居住の

場の社会資源でありますグループホーム、ケアホームがニーズに対して大きく不足していることを示していると考えております。施設入所支援でございますが、施設入所者が夜間に入浴や排泄、食事などの介護を受けるサービスでございますが、このサービスにつきましても見込量を大きく下回る利用実績となっております。これは平成24年3月時点において新法の施設入所支援に移行しなかった入所施設が旧法のまま残っていたためでございます。その下にまいりまして相談支援をご覧ください。相談支援と申しますのは、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者の方などに計画的なプログラムの作成の支援をするサービスのことでございますが、見込量に対して著しく低い利用実績となっております。これはこのサービスを利用できる条件が非常に厳しくなっておりまして、一部の方に限られておりますので利用実績が伸び悩んでいると考えております。裏面をご覧ください。105ページでございます。地域生活支援事業の見込量及び実績とある資料になります。地域生活支援事業と申しますのは、障害者自立支援法におきまして市町村がサービスを提供するものと位置づけられた事業のことでございます。この表は地域生活支援事業の見込量と利用実績を示した資料になりますが、障害福祉サービスの時と同様でございます。平成22年度と23年度の見込量と利用実績の比較、平成22年度と23年度の実勢比較、平成24年度の見込量の記載という形になってございます。ここからは平成23年度の各サービスの数値を中心に説明します。1番上の相談支援をご覧ください。相談支援事業とは福祉サービスの利用、援助や権利擁護のための援助を行う相談事業のことでございますが、この事業のうち障害者相談支援事業は見込量6ヶ所を達成しましたが、その下の相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業につきましては、実施できませんでした。その下の成年後見制度利用支援事業につきましては、計画で見込んだとおり実施しております。2番のコミュニケーション支援事業をご覧ください。コミュニケーション支援事業と申しますのは、聴覚、言語機能、音声機能などの障害者の方のために手話通訳者や要約筆記者などを派遣するものでございますが、このサービスにつきましては見込量を大きく下回る利用実績となっております。これは頻繁にご利用になっていた特定の方の利用回数が落ち着いたためだと考えております。その下にまいりまして、3の日常生活用具給付等事業をご覧ください。日常生活用具給付等事業と申しますのは、特殊ベッド、ストマ用装具、紙おむつなどを給付するものでございますがこのサービスにつきましては上から3段目の在宅療養等支援用具、4段目の情報・意思疎通支援用具、5段目の排泄管理支援用具が利用実績が見込量を下回っております。その他

は利用実績が見込量を上回っております。この事業につきましてはベッド等の耐用年数があるものや住宅改修費等を給付するものでございますので、利用実績は年度によってばらつきが出でまいります。また、新しい商品を給付対象としてお認めするとその事業について給付件数が伸びるという傾向もある事業でございます。その下にまいりまして移動支援事業をご覧ください。移動支援事業と申しますのは、野外で移動が困難な障害者の方のためにヘルパーが付き添い外出を支援するサービスのことでございますが、3段目の時間の数値をご覧いただきまして、このサービスにつきましては見込量を31.3%上回る利用実績となっております。これは1段目の事業所数が見込量は19ヶ所であったのに対し、実績が27ヶ所であったことによるものと考えております。その下にまいります。地域活動支援センターをご覧ください。地域活動支援センターと申しますのは、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスでございますが、3段目の人日の数値をご覧いただきまして、このサービスにつきましても見込量76.4%上回る利用実績となっております。これにつきましても、1段目の事業所数を見ていただきまして見込量は6ヶ所であったのに対して、実績が12ヶ所であったことによるものだと考えております。日中一時支援事業をご覧ください。日中一時支援事業と申しますのは、介護者の負担を軽減するために預かりを行うサービスのことでございますが、3段目の回の数値をご覧いただきましてこのサービスにつきましても、見込量を9.8%上回る実績となっております。こちらにつきましても、1段目の事業者数でございますが、見込量は14ヶ所、それに対して実績が23ヶ所であったことによるものだと考えております。最後に全体的な傾向について少し述べますが、平成18年に障害者自立支援法が施行された際に平成23年の末までに新体系の事業に移行することが規定されておりましたが、運用段階における規制緩和によりまして24年4月の新体系移行が認められたことになりましたので、その影響が少し実績数値に影響しているというふうに思っております。訪問系サービスや移動支援事業につきましては見込量を上回る利用実績になっているというものの、利用人数はまだまだ満たされていないのではないかと感触を持っています。また、短期入所やグループホーム、ケアホームにつきましてもニーズがあるのに利用できていないという感触を持っています。事務局の説明は以上でございますが、引き続き運営会議の考察をお願いしたいと思います。

委員　　ちょうど前回の運営会議で分析の結果を受けて、自立支援協議会の中の間接的なことと自分の中で思うことをメモしてそれを福祉課の方に

少し見ていただいて、これぐらいかなということを少し申します。そもそも今日お集まりの皆様方、自立支援協議会本会議のメンバーの皆様方、関係者か、一宮市の障害福祉計画の進捗状況を点検するという責務があるということで、こうして分析させていただいている中でどうだったんだろうとことで、数字の上で客観的に山内説明していただいたので、自分としては自立支援協議会との関連性の中で比較的説明させていただきます。また104ページの方に戻っていただきまして、訪問系サービス、ヘルパーの関係のサービスですけど、もともとこの表そのもの全体が見込量で、3月を1ヶ月で区切って見込量を出していただいて、その実績として対比している表になっているのですが、ヘルパー連絡会という、この協議会の中の連絡会について少し聞きましたけれども、実際例えばヘルパーを夏休みなんかはたくさん使っているそうです。だからこの出ている数字よりも例えば夏休みなんかはもっと大きな実績があるらしいです。そうしたらヘルパー連絡会などを通して、先ほどの生活支援部会の担当の方からお話ありましたが、介護保険系の事業者の方も参入していただけるようにというか、障害福祉サービスのヘルパーのヘルパーそのものの質や量をもっとアップしたいという企画が、様々なことが考えられてやってきた結果、この数字を見ていただくと増えてきていると、そういうふうにも言えるかもしれない。そういう取り組みの成果ということで。それでもやっぱり利用したくてもできない人がいるということが予想されるので、引き続きヘルパーさんが使えるように増やしていくことが大事だと思います。次の日中活動系のところですけど、日中活動と書いてあるんですけど中には短期入所というのが書いてあります。たまたま分類上ここに入っているようで、短期入所というのは元々泊まるのが目的となっているサービスですが、たまたまここに入っています。こちらは最近、数字とは関係ないですが自立支援協議会の運営会議の中で養護学校を卒業されてくる方の情報を共有したり、日中活動系事業所と学校の先生を交えた交流会をしましょうかということで、最近やりましてそういう中で事業所だと施設定員に対して結構定員超過で受け取られて、何かやらないと大変だと言っているところも結構あります。一方で定員に対し利用が0に近いようなところもありまして、これから頑張りますということも中にはありました。意外とその格差が激しいことが分かりまして、そういう意味では日中活動系の事業所はどうしても作らないといけない、作るわというのが実際ありまして引き続き行政からの支援が必要だなと思うと同時に、先ほども会長さんもライ

バルと言葉があったように、それはいい意味で利用者にとって色々と選択できるような良いサービス、質を高める努力をちゃんと指示しないといけないなというのは法人内でしばしばしてまして、そういう民間が一つでも増えていくのが大事かなと思います。次の3つ目の居住系サービスですけどこれも先ほど生活支援部会の中の報告でもありましたけどホーム連絡会を通したり、自立支援協議会の中の個別支援会議とか運営会議とか様々な場所で、地域コロニーの方の地域移行とか病院の方の地域移行をもっともっと詰めないといけないねとか、本当に今困っている人、本当にホームの行き先が無いという話題がしばしば起こるので何とかしないといけないという流れが頻繁に顕在化した中で数回話題になっていますけど、後で説明があるようですけど他の市町村に誇れるような一宮市単独の建設費用の補助を今年度から作られたという話題があって本当に他の市町の人々からすごいなという話が出ました。それはそれで順調な話だと思うんですが一方で、それでも絶対的にまだまだホームの数は足りないわけで、元々これは国の制度に基づいているものなので、建物がいくら立派なもの一杯できてその後の運営が意外と厳しいです。厳しい職員体制の中で必死でやっているわけです。例えば事業者が大黒字を生むという構図にはなっていないんです。必死で運営しないといけないこと。なので引き続きホームの安定的な支援体制が求められる部分とっております。そういうことでこれもそうですが、それでもたくさんのホームが必要であるので、利用者の皆さんが安心して本当に託せるようなホーム運営を一つひとつの事業所が質を高める努力をしなければいけないことは、日中活動系の事業所と同様に思っています。相談支援の方は数値との関係ではご説明ありましたが、詳しい支援事業者の方からの説明でもありましたように法改正に伴う話の中で、24年度からの対応が結構指定事業者が細かくできるのだろうかとか受給者証の発行システムが間に合うのだろうか、そういう課題があるなど。それから裏面の方にいきまして、裏の方は地域生活支援事業ということで、一宮市の対応の中で結構動いている部分がありまして、自立支援協議会の関係の中で申し上げますが障害者相談支援事業というところが相談支援事業の1番上にありますけど、予定通り6ヶ所になりましたので良かったということで、かつて数が少なかった時代に比べるとおそらく地域割りも順調に進み、それなりに分解が進みました。先ほどおっしゃってましたけど、他の市町村に誇れるような大連結して連絡会を機能している。一方で青年職員一人改正ということで結構複数化できるといいと

というのが出てますので、これは予算に絡むことなんですが障害福祉計画の中で点検をする自立支援協議会としてもそうですが、皆様方には絶大な後押しがあると、市の予算を使っただけじゃないかと、二人目の配置というのは重要な課題かなという話題が出ています。それとよく話題になるのが、移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援事業あたりが話題になりまして、例えば先ほどヘルパーの居宅介護のところでも言いましたけど、移動支援も夏休みだともっと実績が推定されるということです。それから昨年度から日中一時支援の方で長期休みの学齢期の方で本当に家で大変なんです。何とか日中出てほしいという願いに応えるために、今の単価を長期休みに少しでもいい報酬単価にしましょうということで、色々な要望や協議会の中の色々な会議で話題になって当局の方でも検討していただいて、加算していただくことにより実績が増えているのではないだろうかと推定しています。そういうことで105ページの一宮市の対応的な部分で結構大きく伸びる可能性も秘めて地域生活支援事業もますます当局の支援があるといいかなと同時に一つひとつの事業者が利用していただけるために公的な支援と共に事業者自らの努力が必要となってきます。以上です。

(発言要旨)

会長 進捗状況、数字基盤を客観的に事務局から説明いただきました。当面に向けた課題、委員が詳細にさせていただきました。よくよく理解できました。この表の一番右側にあります24年度のは既に第3期計画の初年度の数字でございますので、これを少なくとも下回らないようにしたい。前回としての進捗状況をただ見守るだけではなく、委員が言ったように、自身の努力というか、自らおっしゃっていただきましたが、それだけではなく行政としても24年度の方でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

(6) 平成24年度における新規事業について

(説明要旨)

6個目の議題の新規事業についてご説明させていただきます。資料の方ですが、資料の一番最後のページ、106ページになります。24年度の新規事業ということで、まず1点目でございますが、療育サポートプラザチャイブの相談日の増設とあります。23年度まではこどもの発達障害に関する相談を北丹町にあります療育サポートプラザチャイブにおきまして、

火曜と金曜ということで週2日開催させていただいておりました。平成21年度の開始以来相談件数が増え続けておまして、週2日の開催では相談待ちの状態が3,4ヶ月というような状態になってしまいました。この状態を解消すべく平成24年4月からは正式に月曜日から金曜日まで週5日の開催とさせていただいております。平成24年度の委託料としては9608000円ということで、運営をさせていただいております。2点目として、先ほどもご紹介ありましたけれども、市単独事業のグループホーム・ケアホーム建設補助金の新設でございます。これにつきましては、これまでも何度も居住の場の社会資源が不足していることが至急の課題であると話し合ってきております。平成23年度の個別支援会議の分析からも課題として取り上げられております。また、昨年度策定しました第3期一宮市障害福祉計画でも平成24年度から26年度の3年間で60人の利用者増を見込んでおります。これらの対応のために市単独事業のグループホーム・ケアホーム建設補助金を新設させていただきました。補助要件の概要ですが、定員が5名以上であると、先ほどもお話しにできる短期入所が2名以上併設されていること、これは短期入所を併設することを補助対象の条件とすることで短期入所事業所が不足するという状況にも対応したいということで作らせていただいております。補助額は建設費の2分の1とさせていただいております。上限は1500万円まででございます。予算額としては当初予算で4500万を計上させていただいております。3軒分を予定しております。最後に1点ですけれども、口頭で説明をさせていただきたいと思っております。会長さんの冒頭のお話でもありました。今年10月から障害者虐待防止法が施行され、その対応を市町村が迫られております。このことについて口頭で少しお話をさせていただきたいと思っております。この10月から障害者虐待防止法が施行され、これによりまして障害者虐待防止センター、センターでなくてもいいですけれども、センターの機能を果たすこととなります。一宮市におきましては福祉課と6つあります相談支援センターが協力して対応することになると考えております。虐待ケースが出てきましたら、今でもそうなんですけれども福祉課と担当地区の相談支援センターの相談支援専門員が連携をさせていただきまして対応しております。今後は法的な位置づけの下、関係機関の皆さんにはご協力をお願いすることをあろうかと思っております。その節はご協力の方よろしくお願いしたいと思っておりますのでこの場をお借りしてお願いしたいと思っております。また25年度以降の虐待対応の体制整備につきましては、具体的な体制について内部で検討している状況でございますので、合わせて報告をさせていただきます。以上24年度の事業ということで報告をさせていただきます。

(発言要旨)

会長 続いてチャイブの相談についてお願いします。

委員 先ほど話がありましたように、実際の状況をグラフで表しています。一つは相談者延べ人数、これはもちろん増えるのは当たり前でまだまだ相談待ちというのがたくさんあるようです。ということで、数字がここに出ておりませんが最初のところは23年度の4月、5月、6月の時とそれから今年度に入ってから4月、5月、6月のところを見ていただきますと、相談者数がそのようになっております。予算の方もしっかりおさえていただきました。その中で一つグラフを見てもらいますと、先ほど話の中にもありました発達障害のことでできるだけ小さいうちに来ていただく。そういうことがありまして、未就園児童また幼稚園に行っていない0歳から3歳までの間にできる限り親さんとそういうところで相談活動をして、できるだけ早くスタートしたい、そういう現場の方の意向も通じましてそのようになっております。あとのところは次の2枚目ですが、体験療育者延べ人数とあります。これは就園児と未就園児に分けてあります。これもぐんと増えています。全体では、4月が4名、5月が8名、6月が9名、それが11名、17名、25名というふうになっております。その中でも見ていただきますと未就園児のグループ活動が傾向として増えております。また、先の第2回のところでもっと詳しい数字的な部分が出てくるかと思いますが、その時また説明できると思います。以上です。

(発言要旨)

会長 新規事業、相談事業について説明いただきました。今日予定されておりましたのは終わりましたが、事務局何かありますか。

事務局 今日1回目の会議を開催させていただきましたけれども、今年度の第2回の会議のご予定をお話させていただきます。12月頃予定しております。日にちが近くなりましたら改めて事務局の方からご案内の方をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

会長 はい。事務局から次回は12月開催です。私の不手際で終了時間が超過してしまいまして、大変お忙しい方ばかりでご迷惑をおかけしました。第1回目の自立支援協議会をこれにて閉会いたします。ありがと

うございました。

議事録署名

会長

委員

委員